

Working Papers in the Theory of Cultural Policy and Management

以下の6名の論考は、文化政策論の現状と展望・平成12年度（後期）学長特別研究費による研究会活動の報告である。研究会はメンバーを増やして昨年度後期に引き続き今年度も学部長特別研究費を認められ継続しているため、以下の論考は旧メンバーによる中間報告である。中間報告ということもあり、おおむね今年度の報告にまとめるべき内容へと展開する内容となっている。配列は提出順である。研究会としては、今年度メンバーをくわえて、これに続く論考を冊子にまとめる予定である。

佐々木崇暉

文化政策学部文化政策学科
Shuki SASAKI
Faculty of Cultural Policy
and Management
Department of Regional
Cultural Policy and
Management

野村 卓志

文化政策学部文化政策学科
Takashi NOMURA
Faculty of Cultural Policy
and Management
Department of Regional
Cultural Policy and
Management

森 俊太

文化政策学部文化政策学科
Shunta MORI
Faculty of Cultural Policy
and Management
Department of Regional
Cultural Policy and
Management

高田 和文

文化政策学部国際文化学科
Kazufumi TAKADA
Faculty of Cultural Policy
and Management
Department of International
Culture

池村 六郎

文化政策学部文化政策学科
Rokuro IKEMURA
Faculty of Cultural Policy
and Management
Department of Regional
Cultural Policy and
Management

小林 真理

文化政策学部芸術文化学科
Mari KOBAYASHI
Faculty of Cultural Policy
and Management
Department of Art
Management

文化と経済

～多元的経済社会の構築に向けて～

佐々木崇暉

はじめに

従来、経済学にとって文化は対極の領域にあったものといっても過言ではない。しかし経済学が学問として純化を遂げ、体系化すればするほど現実世界からかけ離れ、変化や現象を捉えられなくなってきている。だからといって長年蓄積されてきた経済学の知を、すべて否定してしまうわけにはいかない。したがって「文化」という新しい領域を経済学に入れ込むことによって経済学の再生を模索すべきであると考え。その場合、検討すべき課題は多岐にわたる。

検討すべき第一の論点は「純粋経済を想定しうるか否か」の問題である。経済学の主流は経済現象を政治、社会、宗教、文化などから完全に隔離しようとできてきた。他方、この見方の対極にあるのがK. ポランニーである。経済制度は社会のなかに埋め込まれており、労働、貨幣、自然は社会制度のなかに挿入されていると捉える。さらにマルクスは資本主義の制度は政治的な特定の秩序のなかに埋め込まれているとみるのである。ここでの問題は非経済的要因をどのように位置づけるかということである。

第二の論点は「方法論的個人主義か関係主義か」という問題である。前者の考えでは、すべては個人から出発して説明しなければならないのに対し、後者は個人に先立ち社会的諸関係を捉え、関係の一次性を強調する。ここでの論点は人間や社会をどのような視点からアプローチするかという問題である。

第三の論点は、どのような社会ビジョンを構築するかという問題である。現在、世界は市場独占主義、市場一元支配といった価値観、理念、システム、制度に覆い尽くされている。これに対抗してどのような社会ビジョンを想定すべきかが重要な課題である。特に狭義の文化や芸術を経済に入れ込む場合、市場独占

主義のもとでは、せいぜい文化の商品化、新規需要創出の対象になりかねない。

以上3点について問題を整理した上で、文化と経済の接点を考えるべきであろう。検討すべき課題の項目は以下ようになる。なお、今回は*を付した項目についてのみレポートする。

文化と経済 ～多元的経済社会の構築にむけて～

1. 現代経済の行き詰まり
 - (1) フォーディズムの行き詰まり
 - (2) 金融経済の行き詰まり
 - (3) 産業構造の変容～経済のソフト化・サービス化～
 - (4) 行財政システムの行き詰まり
 2. 経済学の限界
 - (1) 合理的経済人の矛盾～新古典派経済学批判～*
 - (2) 大量生産と公共空間の生産*
 - (3) 市場独占主義批判*
 3. 多元的経済社会の構築
 - (1) 市場と非市場の接合*
 - (2) 習慣化と共同主観性
 - (3) 公共空間から共生空間へ
 - (4) 経済主体の変革
 - (5) NPO、NGO、協同組合の再生
 - (6) 地域空間の創出
 - (7) 文化・芸術の共生空間の創出
- 注) *印は今回草稿化した部分

1. 経済学の限界

(1) 合理的経済人の矛盾

～新古典派経済学批判～

新古典派が描き出す市場世界は、本来安定的であり、個々人の利害は自動的に調整され、安定と均衡が成立するものと想定されている。

Our research topic is a cultural policy theory. A conceptual examination was first piled up about the terminology and implications of 'culture'. The society was held every month. Members sequentially did the research announcement from each specialized field. Each theme or title is as follows: Toward a pluralistic economic society; A consideration for highly developed information technology and cultural policy; A social constructionist study of internationally embedded social problems and a study of international power elite structure and cultural policy; A consideration concerning some problems which become assumption or the grounds of cultural policy; A terminological review of culture in English and Japanese, our narcissism and cynicism. We are

このような市場観は一定の仮説を前提にして成立している。それは「方法論的個人主義」の仮説である。

方法論的個人主義は、社会名目論の立場をとり社会を個人の集合物と見なし、実体としての個人は希少資源のもとで自己の欲望を極大化する主体と想定している。この方法論的個人主義は幾つかの難点がある。

第一は想定する個人の存立根拠を何処にしているのかという問題であり、第二に社会名目論そのものが物象化的錯認によるものではないかという問題である。

この個人主義は歴史上のどの時代の人間の存在様態を根拠にしているのだろうか。共同体の社会において、個人は共同体と不可分な存在であり、共同体という有機体的全体の環として再生産され、個人は共同体から自存しえなかったのである。このような時代にあっては、個人主義の観念そのものが存在し得ないのである。これに対し、近代社会になると共同体を成立させていた共同労働や共有財産が解体され、個人は共同体との有機的な絆を失い私的個人として存在するようになる。私的個人は私的交換を媒介にした私的生産体制が生み出す存在となり、個人と社会の分裂を前提にし、社会と対立する私的個人に最大限価値をおく「所有的個人主義」イデオロギーが開花する。

新古典派が想定する方法論的個人主義の実体的根拠はこの「所有論的個人主義」であろう。この段階で、個人主義は一定の実体的根拠はあるものの、イデオロギー的に作り出された観念の所産であることには間違いない。

しかし現代社会になると、一定の実体的根拠さえも消失していく。所有的個人主義を支えていた小土地所有が解体し、小商品生産も資本主義的生産に転化し、個人主義の存立基盤を失う。私的個人は他者への依存を次第に強め、僅か消費財の選択の自由だけに自己の存立根拠を見出すにすぎない。私的個人は、生産過程においては等質化された労働力販売者、消費過程においては消費財の選択者、政治過程においては単なる有権者といった名目的で機能的な個人にすぎない。現代社会における個人は自己規律や自己決定を理念とする伝統的個人主義とは全く異なるのである。

したがって新古典派が想定する個人主義は何ら実体的根拠を持たない幻想にすぎない。にもかかわらず、このような批判は新古典派にとって有効な批判にはなりえない。新古典派の描き出す方法論的個人主義は、あるべき姿としての個人の理念像である。新古典派の学問的意味は、このような理念像によって人々を教育・訓練するところにある。

新古典派は個人を「合理的な経済人」として実体化させ、社会をそのような個人の集合体と見なす。つまり社会実体論ではなく、社会名目論の立場をとる。

そもそも実体論・名目論の対立は中世の実念論と唯名論の普遍論争に由来する。実念論の立場は普遍なるものを個々人の主観を離れて客観のなかに、外部世界に実在すると見なす。これに対して唯名論は外部世界を単なる集合物と見なすのである。これを社会観にあてはめると、有機体的社会観と原子論的社会観との対立になる。つまり社会の側に実体的根拠をおくのか、個人の側に実体的根拠をおくのかの同位的対立に陥る。

しかし近代的世界了解の主流は社会名目論の立場をとり、主体たる個人こそが実体的存在であり、社会は個人にとって二次的に形成される集合体にすぎないとみなす。このような了解こそ物心分離の二元論的な近代的世界了解そのものなのである。廣松渉氏の言葉を借りれば「諸個人を項とする関係態が、物象化的錯認の機制によって社会＝実体とされ、関係の結節が錯認されて個人＝実体」と見なしにしているにすぎないのである。

新古典派は、理論の出発点に経済的合理性を持った個人を据え、社会を、そのような個人の「個人的利益の衝動」による「合成的成果」として設定している。したがって、新古典派の誤謬は出発点に想定した経済人そのもののなかに、すでに市場についての経済理論から生み出された人間の行動一般が含まれている点にある。つまり諸個人を項とする関係態を、あたかも個人に内属した性質のごとく錯認しているのである。

(2) 大量生産と公共空間の生産

大量生産経済において、公共部門は重要な役割を果たす。一般に、公共経済学において

critical to some typical cultural policy theories that have been published so far.

公共部門は市場の普遍性が限界に突き当たる領域であり、市場の失敗を市場メカニズムによって処理する領域であった。しかし公共部門を市場の失敗ないし外部効果の領域と規定する限り、大量生産経済における公共部門の果たす役割を十分に把握することはできない。

J. オコンナーによれば、国家が市場経済に果たす役割は①私企業による資本蓄積活動を保証する条件を整える機能、②私企業の資本蓄積に国家が介入するという事実を隠蔽し、それに公共性を持たせた国家の正統性を維持する機能である。蓄積と正統性を維持する機能において国家は資本蓄積に必要な社会的投資と社会的消費を負担し、利害対立を調整する社会的費用を賄うという役割を果たす。

私的消費と私的投資を原動力とする市場経済の成長は、消費や投資を社会化し、大量生産経済を維持するために莫大な社会的投資と社会的消費を必要とする。大量生産経済を維持するためには高速道路・鉄道・港湾・空港・通信電話網・ガス・電力・水道などのインフラから、教育・医療・研究などの公共サービスに至るまでの社会資本の整備が必要となる。また、私的利益の追求は社会的費用を無視したまま生産と消費の際限のない拡大を追求するため、騒音・水質汚濁・大気汚染などの環境破壊や交通事故・公害病・精神障害等の身体破壊、諸種の社会的不平等といった社会的損費を生み出す。したがってこの損費を償い、産業秩序の安定を図るために膨大な国家費用が投ぜられるのである。

さらに大量生産経済下における公共領域は、大量に作り出してくる製品を需要する人々を生産しなければならない。需要の生産費用は、単に宣伝、マーケティングなどの流通費用だけではなく共同的欲求を私的欲求へ誘導する回路が必要になる。都市生活の諸問題は一戸建て住宅、車、家電製品の購入に置き換えられる。病気は医療品や医療機器の購入によって処理される。face to faceのコミュニケーションへの欲求は情報機器への消費欲求に置き換えられる。大量生産経済は常に集团的欲求を私的欲求へ転化する主体を必要とする。このような私的欲求の生産を保証するものが公共サービスなのである。例えば、健康保険制度は医療に関する集团的解決法ではなく、

医療品や医療機器の大量生産を保証する需要創出装置なのである。

(3) 市場独占主義批判

現代経済学には、大まかに言って新古典派、ケインズ派、マルクス派という三大潮流がある。現在、その中で新古典派経済学が大きな発言力を持つようになってきている。その背景には①「先進国病」「政府の失敗」といったスローガンで批判されるケインズ経済学の行き詰まり、②社会主義体制の崩壊によるマルクス経済学の理論的破産、③経済の国際化が進み、市場経済の矛盾が国家レベルで決着できなくなってきたことがある。

このような歴史的変化や構造的変化はケインズ派やマルクス派を後退させ、相対的に新古典派を復権させてきている。とりわけ西側諸国のイデオロギーは市場経済こそは個人の選択を保証する制度であり、個人の自由意思に基づく選択こそ何にもまして尊重されるべき価値であると賞賛する。したがって、市場経済をポジティブに描く経済学こそが正統派の地位を独占することができることになる。はたしてそうであろうか。

新古典派が描き出す市場モデルは、完全競争市場と一定の制約下(所得制約と費用制約)における各経済主体の欲求の極大化を前提にして次のように描かれている。個々の経済主体は自らの利益を極大化するような交換比率(価格)で自ら所有する資源を相互に交換すれば、需要と供給は一致し、それらの交換の終局においてそれ以上に相互の立場を改善し得ないような「パレート最適」といわれる状態を実現すると見なしている。

しかしながら、このような純粋理論のうちにあってさえ本質的問題が看過されている。例えば、需要面において希少財がどのように分配されていくかをみると、保有する貨幣額がすくない消費者が順に購買者リストから排除されることによって均衡が成立する。また供給面においても弱小企業が市場から排除されることによって調節をおこなう。競争とは本質的に「排除の論理」を含んでおり、均衡へ向かう「静態的な」競争というのはそもそも形容矛盾である。

したがって市場社会は、新古典派が描くよ

うに自己調整的でも、安定的でもない。むしろたえず不均衡で、不安定である。市場の安定化を図るためには、排除される消費者や生産者を内部化していくための諸制度や外部の力（政治、規範、習慣、文化など）が必要になってくるのである。

資本主義の歴史が証明してきたことは不均衡の累積を循環的に起こる恐慌によって、暴力的に調整してきた事態であり、現代においては、国家による経済政策や有効需要の人為的創出策によって恐慌を回避するといった事態である。今日、経済諸問題は「市場原理」の導入によって解決されるがごとく宣伝されているが、これは根拠のないイデオロギーであり、幻想にすぎない。

2. 多元的経済社会の構築

(1) 市場と非市場の接合

21世紀に突入した現在、世界は大きな曲がり角に直面している。社会のさまざまな分野において行き詰まりと制度疲労を起こしている。経済面で言えば、20世紀全体を支配してきた大量生産経済体制が行き詰まり、この体制を維持するために、いかに莫大な社会的

費用がかかるかがわかってきた。

大量生産体制の行き詰まりは、それを維持する社会の編成原理である市場セクターと公的セクターの失敗も同時に表面化させた。従来、経済を発展させる原動力は市場や企業であった。しかし、その反面で市場は恐慌、失業、貧困、環境破壊などを絶えず作り出してきた。これに対し、市場の失敗に対応するものとして政府が登場し、福祉国家を築き上げてきた。政府は市場の失敗を、必ずしも救えず、他方では官僚機構の肥大と財政赤字の蔓延を生み出したのである。政府の失敗もあきらかになった。

そこで第三のセクターとして社会の共生部門に注目する必要がある。社会を編成する原理として人と自然、対自然関係及び人と人、対社会関係において共生的関係をいかに作り上げていくかという問題である。

この共生セクターの可能性を考える上で三つのセクターのあり方を整理してみよう。一つは市場メカニズムを基礎にした私的セクターであり、二つ目は計画メカニズムを基礎とした公的セクターである。三つ目として考えられる部門が協調メカニズムを基礎とした共生セクターである。

三つのセクターの特徴

	私的セクター	公的セクター	共生的セクター
経済メカニズム	市場メカニズム	計画メカニズム	協調メカニズム
生産原理	競争原理にもとづく極大化と効率化	官僚規制による標準化と規格化	構成員の協調による適正化
組織化原理	競争、排除、自由	統制、管理、集権	参加、分権
所有	私的・排他的所有	国家所有	共同所有、社会的所有
経済主体	私企業	国有企業 公営企業	協同組合、共同事業体 NPO、市民団体、住民団体、ワーカーズ・コレクティブ
経済動機	利潤の極大化	社会的厚生、需要創出 社会的秩序の維持	共同的利益
供給する財	私的財、私的サービス	公共財、公共サービス	共生財、共生サービス
資本蓄積	私企業への蓄積	統制的蓄積、再配分	共同的蓄積
社会の価値観	個人的自由 能力主義	社会的平等	協同、共生、相互信頼
社会構造正	階級の形成（貧富の差の存在、勝者と敗者の存在）	官僚、エリート層の形成	構成員の平等、公正

岩田昌征「トリアーデ体系」『ゆらぎのなかの社会科学』（岩波書店、1993年）から作成

この共生セクターは、人類の長い歴史のなかで社会の基底にあったものである。K. ポランニーは、市場経済こそ人間活動の一部にすぎなかったのであり、広義の経済システムは互酬、再分配、交換といった統合要素のもとで発展してきたという。

現代社会にあっても市場経済と公的部門の拡大に駆逐されるかにみえる共生セクターは

多様な形態で生き延びているのである。市場経済に対抗するオルタナティブな経済としてNPO、NGO、ボランティア団体、各種協同組合、ワーカーズ・コレクティブ等として現代的に再生されてきている。このような共生セクターを社会の中に拡大していくことが重要であると考えられる。

高度情報化と文化政策

野村 卓志

文化政策の一つの役割は、生活(=文化)を向上させるために最も適した社会システムを構築する(=政策)ことであると考えられる。高度情報化によってもたらされる新技術や情報機器を社会に組み込むには、新技術の特性を最も生かした効率的な社会システムを構築するにとどまらず、既存の社会・生活の特徴を生かし、かつ新システムへの移行における社会的混乱が最小になるような方策を検討することが必須である。このような観点から、情報化が急速な勢いで進みつつある状況において、文化政策が果たす役割は大きいと考えられる。

情報化と文化について考えるとき、コンピュータにおける文字の取り扱いと文字コードに関する問題を欠かすことはできない。コンピュータは基本的には「数」しか取り扱うことができないため、文字を扱うには数に文字を割り当てている。画面や印刷に現れる文字列はコンピュータ内部では単なる数の並びであり、画面等に表示するときに各数に割り当てられた文字に基づく図形を描画する仕組みになっている。この図形をグリフと呼び、ひとそろいのグリフを集めたものをフォントと呼んでいる。文字はフォントやグリフとは区別した概念として、言葉を書き表わすときの抽象的な意味もしくは形を表すものとして定められている。この文字と数の割り当ての対照表が文字コードである。文字コードは、コンピュータで使用できる文字を規定する規格

である文字セットと、この各文字に割り当てる数を規定する符号化方法から成り立っている。

現在広く用いられている日本語の文字コードであるJIS X 0208には、第一水準および第二水準として約6000文字の漢字が含まれている。また、使用されている符号化方法との互換性などの問題から広く使われるには至っていないが、JIS X 0212には補助漢字としてさらに約6000文字の漢字が追加されている。国際的に考えると、各国で用いられている言語によって必要とされる文字セットも異なるため、文字コードはそれぞれの国で規定されている。しかし、各国で独立に文字コードを規定すると国際的に文書を交換することが不可能になりかねないため、各国の文字セットを切り替えて使う国際規格として、ISO-2022が定められている。さらに、単一の文字セットで世界中の文字を取り扱うことを目的として、1990年よりアメリカ合衆国のコンピュータメーカーが中心となってユニコード(Unicode)が提案されている。

これら、文字コードで規定されている文字セットには、文字を表す数のビット長やコンピュータの処理能力、フォントの作成、過去に作成した文書やソフトウェア、システムとの互換性等の技術的な問題から、存在する全ての文字が含まれているわけではない。上記に示したように、日本の漢字についても僅か1万2000字程度が含まれているに過ぎない。

い(外字等で定義した文字は、文書ファイルとして配付した場合には扱うことができないため、この問題に対する解決とはならないことに留意する必要がある)。文字コードに含まれていない文字は、コンピュータ上では存在しないのと同等になってしまうことを考えれば、文字コードの扱いはその国の文化を左右する大きな問題である。ユニコードには、補助漢字を含む日本の文字セットの漢字は全て収録されているが、中国、台湾、韓国などの漢字を使用する各国の似た文字には同一のコードを割り当てるという統合が行われており、実用上の問題が生じる可能性がある。今後、ユニコードをはじめとする文字コードの国際規格が改定、制定される際には、日本の文化を勘案した意見がさらに国際的な議論の場にとりあげられ、規格に反映されるようにしていくことも、文化政策の重要な課題のひとつとなる。

既存の社会の情報化を考えるとときに問題となりうるのは、デジタルデバイドに象徴される情報化の社会的格差である。これは、一つの社会の中の階層ごとの情報化の差として現れるデジタルデバイドと、複数の社会、国家間におけるデジタル南北問題とでも言うべき格差との二種類が存在する。これらについては、教育やインフラストラクチャーの整備など、社会・国家内あるいは国際的施策によって解決していくべき問題であり、各社会がもともと持っている文化との整合性もあわせて、ここでも文化政策が果たす役割は小さくないと考えられる。

さらに大きな問題としては、近い将来において社会の情報化が高度に進んだ状態を考えたとき、情報化の利点と日本の文化の特質を生かした、真に機能的な社会システムを構築する必要がある。産業革命によって社会構造に変化が生じたのと同様に、情報化によって否応無しに社会構造は変化することになる。それぞれの社会や国家の産業革命に対する適応の違いによって、その後の生活水準や国力に大きな差があらわれたように、情報化に対する適応の度合いは大きな差を生じさせることになろう。また、情報化による社会構造の変化は、より機能的かつ民主的な社会へ変革させるためのきっかけにもなりうる。日本社会固有の文化と情報化の特徴・機能の両方を広い視野から考えあわせ、機能的な社会システムを生み出すための施策を決定するためにも、文化政策は非常に重要な役割を果たすことになるであろう。

参考文献

1. 『文字コードの世界』、安岡孝一、安岡素子、東京電気大学出版会(1999)
2. 『Unicode 標準入門』、トニー・グラハム、翔栄社(2001)
3. 『JISハンドブック64 情報技術I [用語/符号/データコード]』、(2001)
4. "The Unicode Standard, Version 3.0", The Unicode Consortium, Addison Wesley Publishing Company(2000)
5. 『デジタルデバイドとは何か』、木村忠正、岩波書店(2001)

文化政策論の研究テーマ Research Topics in Cultural Policy Studies

森 俊太

日本語要旨：平成12年度、静岡文化芸術大学文化政策学部の文化政策論研究会の活動に参加して、文化政策と今までの専攻分野(社会学—国際比較社会、社会問題の理論・方法論)との関わりについて考える機会を持った。具体的には、社会構築主義の視点からの国際

社会に関わる社会問題、ダンホフ(Domhoff)の視点を援用した国際的な権力構造と文化政策の関係、そしてサイド(Said)の視点を援用したオリエンタリズムと留学など国際文化・教育政策との関係について考察した。

英文要旨：

Through my participation in the group for the study of cultural policy at the Faculty of Cultural Policy and Management, Shizuoka University of Art and Culture, I had a chance to look into relationships between the field of cultural policy and my original academic specializations (sociology-cross-cultural studies, and theories and methods of social problems). The following topics are briefly discussed in this paper: a social constructionist study of internationally embedded social problems, a study of international power elite structure and cultural policy utilizing the work of W.G.Domhoff, and Said's Orientalism in the context of students studying abroad.

はじめに

平成12年度、開学したばかりの静岡文化芸術大学において活動した文化政策論研究会に参加して、文化政策という学際分野の内容や関連する理論や方法論について検討し、自分の専攻分野（社会学—国際比較社会、社会問題の理論・方法論）との関わりについて考える機会を得た。具体的には、文化政策を広い意味で捉え、国際的な文化交流や教育に関する政策について検討した。研究会での議論は、自らの研究テーマの発見としてだけでなく、3、4年次の演習における検討課題の準備としての意味もあった。つまり、本研究会に参加することによって、文化政策と自らの研究・教育テーマの接点について、自由に考えて方向性を示すことが出来た。以下に主な3点のテーマを記す。

1 国際社会の社会問題

1980年代前半から、筆者は社会構築主義の立場から社会問題の理論と調査について学んできた。構築主義とは、1970年代後半から逸脱と社会問題研究において、構造機能主義の理論的前提の全面的な否定と、ラベリン

グ理論や象徴的相互行為論の建設的批判を基盤として登場してきた社会学の理論的枠組みである。¹ 構築主義によると、社会問題や逸脱などの社会的カテゴリーやそのほかの社会的な事象は、様々な社会的状況で、社会の構成員の言動、つまり彼らの活動により作りあげられる（構築される）と考える。したがって構築主義の研究目的は、構築に関わった人々にインタビューしたり、構築で使われた言説の内容を分析して、その構築の過程を記述ししくみを明らかにすることである。構築主義理論の枠組みに基づいた調査の分析単位は、通常社会学調査の分析単位とは非常に異なる。通常分析単位が、個人、集団、社会などであるのに対して、構築主義における分析単位は逸脱や社会問題などの社会的なカテゴリーが形成され変化していく過程そのものである。言いかえれば、構築活動の過程が分析の対象である。

伝統的な社会学理論に則った社会調査では、客観的な行動パターンや社会状態が存在すると仮定され、それらは科学的に分析可能とされ、様々な方法により測定され因果関係が分析される。しかし、構築主義の調査では、苦情申し立て活動などの社会構築活動には社会史のような過程があると仮定され、それらは言説として調査、記述可能とされる。研究者の目的は様々なデータを集めることにより、構築活動を再現する（再構築）する事となる。問題の因果関係についての説明も、データの一部となる。したがって、文化政策に関する社会問題を取り上げる場合、構築主義的な視点から、問題を苦情申し立ての過程として捉える調査が考えられる。例えば、留学生の増加・減少、それにとまなう頭脳流出、帰国生の適応、排除、特別な配慮、日本における外国語補助教員など含む外国人教員の増加とそれに伴う異文化摩擦なども、国際的な社会問題であり、かつ文化政策に関わるテーマである。

2 国際文化・教育政策とパワーエリート

次に、文化交流に関して、その政治性、イデオロギーの側面を分析するに際して、資本

の国際化および権力構造の視点が有効である。一般的に、国際的な問題を研究するにあたり、既に国境を超え国際化している資本と、その資本に対して大きな影響を与えることが出来る国家の両者の関係を調べる事が重要である。しかしながら、この分析枠組みにおいて、実証研究として重要であるにもかかわらず、しばしば見落とされるのが、権力エリートの国際化の実情と形成のプロセスである。G.W. ダンホフによると、権力エリート、言い換えるとパワーエリートは、国家権力と国際資本の意思決定に大きな影響を与えている。² 国際資本は、安価な労働力と将来的に発展が望まれる市場を常に求めており、この資本の指向そのものが、パワーエリートにさまざまな国々、文化に対する備えを促す。そして市場における経済活動を通じて、パワーエリートは経済以外の分野でも他国への影響力を強める。この過程で、さまざまな国のパワーエリートが国境を越えた協力関係を形成し、利害の調整をおこない、支配の仕組みを強めその正当化を行う。研究ではこの国際権力構造の形成過程を実証的に調査することが重要である。この協力関係は、私的な社交中心のクラブであったり、ロックフェラー家などの有力な一族を中心としたネットワークであったり、公的な二国間または多国間協定に基づく組織や財団であったりする。多くの場合、これらの協力関係は、さまざまな形で重なり合い、影の国際権力構造を形作っていると考えられる。具体的な例の一つとして、欧米を繋ぐネットワークであったビルダーバーグ委員会が、日本を交えた日欧米三極委員会へ発展した経緯、及びその後の過程の調査が考えられる。パワーエリートの国際化は、先進国の間でも進展するし、先進国と発展途上国の間でも進展する。前者では、いわゆる「持てる国」のパワーエリートが自分達の支配的な立場を維持し強化するために、相互理解と協力関係の強化を進める。後者では、先進工業国のパワーエリートが、周辺に位置する発展途上国のエリートを取り込み、双方が先進国による発展途上国の搾取の構造から利益を受ける関係を維持する努力をする。教育と文化交流は、意図的かどうかは別として、このような搾取の関係を維持し強化する手段になるこ

と、または結果的にその様な効果を生むことがあるという事実を認識しておく必要がある。要するに、留学生や客員教員の交流などさまざまな国際教育の文化政策は、権力構造、具体的にはパワーエリートの人的な国際化につながる可能性があるという事実、そしてこの視点からの実証的な研究が必要であることを強調したい。

3 国際文化・教育政策とオリエンタリズム

次に、エドワード・サイードのいわゆるオリエンタリズムの視点から、国際教育・文化政策について考えることが有用である。植民地言説の研究に大きな影響を与えたサイードは、著書「オリエンタリズム」において、西洋による東洋の支配から発展した東洋に関する知を克明に研究した。³ 彼の視点を留学に関して援用すると、次のように考えられる。つまり、多くの留学生は母国の旧宗主国や国際的な関係の強い先進国に留学するが、社会科学、人文科学を学ぶ学生は具体的な分野は異なっても、留学先で母国をテーマに選ぶことが多い。結果的に、留学先の国において、その文化に根付いた知識体系から、自分達の母国の文化・社会を客体化しながら分析し、その知を集積することになる。その結果、先進国のまなざしを自明化・正当化することになってしまう。つまり、留学先で自国についての研究を行う留学生は、留学先である先進諸国の国際支配に貢献していることになる。つまり、サイードの言うオリエンタリズムを実践する役割を留学生が担ってしまっているのである。そこで、留学の現状について、送る側の立場から送り先を見つめなおして分析し、その知識を蓄積することが、現実の再定義や知の再分配をすることに繋がり、重要である。

おわりに

以上、文化政策論研究会に参加した結果検討することが出来た3つのテーマについて記した。最後に、個人的な感想ではあるが、2001年9月11日のアメリカにおける同時多発テロ事件は、私に大きな衝撃を与えた。私

は、1970年代後半、高校卒業直後にイスラエルやパレスチナに滞在し旅行した体験や、その後のアメリカでの留学が主なきっかけとなり、既にかいたように、国際的な場における権力と文化、近代化・従属・世界システム、戦争と平和などの問題について、個人的にも、学問的にも問題意識を持つようになった。9月11日の事件は、今まで漠然としたかたちで抱いていた危機感、つまり冷戦後のグローバリゼーションという名のもとにおける米国を中心とした先進国による権力と富の集中と、改善しない経済的格差についての問題意識が、不十分なものであったのではないかという疑念と無力感を持った。しかし同時に、今までの問題意識について、それをより研ぎ澄まし、

真剣に取り組まなければいけないという意欲も生まれた。微々たる影響力しかないかもしれないが、世界の人々の悲しみや苦しみをなくすことに貢献できるような研究や教育活動を続けたいと願う。

- 1 M. スペクター、J.I. キツセ共著（村上直之、中河伸俊、鮎川潤、森俊太共訳）『社会問題の構築：ラベリング理論をこえて』マルジュ社、1990年
- 2 G. William Domhoff, *State Autonomy or Class Dominance?: Case Studies on Policy Making in America*, NY: Aldine de Gruyter, 1996; *The Power Elite and the State: How Policy is Made in America*, NY: Aldine de Gruyter, 1990
- 3 E. サイド著（板垣雄三、杉田英明監修、今沢紀子訳）『オリエンタリズム』平凡社、1986年

文化政策の前提に関する考察～文化政策論研究会中間報告

高田 和文

はじめに

1980年代における「芸術文化支援」あるいは「文化行政」をめぐるさまざまな議論、さらには「アートマネジメント」や「文化経済学」といった新たな学問領域の開拓などの動きを経て、90年代にはそれらを包括する「文化政策」の重要性が叫ばれるようになった。本学の「文化政策学部」もまた、そうした文脈の中で誕生したものであることは言うまでもない。

本学文化政策学部教員有志による「文化政策論研究会」は、現状では必ずしも明確にされているとは言えない「文化政策」という概念についてさまざまな視点から考察し、論究することを目的として活動を始めた。筆者自身はイタリア演劇というかなり狭い対象を専門分野としながらも、演劇への公的助成や演劇の国際交流といった面から、80年代以降のアートマネジメントや芸術文化支援に対する問題意識を共有してきたつもりである。しかし、約半年にわたる研究会での情報交換と議論を通じて、そうした文脈とはやや異なる角度から「文化政策」の前提となるいくつか

の問題を明らかにする必要性を感じた。本稿は研究会での筆者の活動の成果を中間報告としてまとめたものであり、今後提出予定の最終報告書の基本的枠組みを記したものである。

1. 文化をどう定義するか

「文化政策」を考えるにあたり、まず文化をどう定義するかという問題に直面する。「芸術文化支援」あるいは「文化行政」といった80年代の議論、さらには90年代に入ってから「文化政策」に関するさまざまな著作の中でも、文化についての定義は明快にはなされていない。

辞書的な定義は措くとして、「文化行政」あるいは「文化政策」と言う場合の文化とは、狭い意味での「芸術文化」を指している場合がほとんどである。例えば、根木昭他著『文化政策概論』では、「文化政策」の担い手が対象とする文化について文部省（当時）設置法を引用しつつ具体的な定義を行なっているが、それによると国（すなわち文化庁）の文化政策における文化とは「芸術及び国民娯楽」「文化財」「著作権」、それに「国語」であるとさ

れる。また、同著によれば、地方自治体の文化政策に見る文化とは、いわゆる「まちづくり」や「景観」、「アメニティー」など、生活環境全般を含むものとして想定されているという。

国と自治体のレベルで文化の内容が相当に異なっていることに加え、この種の定義の問題はそれが法律等の条文から直接導き出されている点にある。言ってみれば、国や自治体の政策を追認する形で文化を定義しているにすぎない。そのため、時代とともに文化の概念が変わるとその定義は有効性を失ってしまう。実際、同著では「芸術及び国民娯楽」について、茶道・華道などの生活芸術や盆栽・料理・服飾などの生活文化も含めるべきだとし、結果的には「芸術を頂点とし、生活文化と国民娯楽が階層的ないし並列的に位置し、全体として二層ないし三層構造をもった体系」という、網羅的で分かりにくい説明になっている。

そもそも文化の定義は時代や個人の価値観によって左右されるから、それを一義的に規定しようとするれば、文化が本来持つべき多様性と広がり限定することにもなりかねない。そこで筆者は文化に一義的な定義を与える代わりに、それを捉えるためのいくつかの対立軸を設定することを提案したい。時代や地域、個人の価値観によりある程度の振幅をもった実体として文化を捉えることで初めて、文化の多様性を維持しつつ特定の政策を取ることが可能になるのではないか。その場合の政策とは、必然的に相対的なものとならざるを得ない。しかし、文化に対する包括的な視点と明確な方針を有する点で、かつての「文化行政」とは明らかに異なったものになるはずである。

では、その対立軸とは具体的にどのようなものか？ ここでは仮説として以下の軸を挙げておく。1) 芸術文化と生活文化、2) 創造型(参加型)文化と消費型(享受型)文化、3) 伝統文化と現代文化、4) 中央の文化と地方の文化、5) 自文化と異文化。

これらは文化の内容についての議論を成立させるための共通のものさしとも言えるが、ここで目的とするのは絶対普遍的理想的文化を追求することではない。特定の地域や時代

において目指すべき文化のあり方を考え、そこから文化政策を導く際にどのような基準が採用されているのかを明確にすることである。一定の政策を取りながら文化の多様性を保証するためには、政策の根拠を明示することが不可欠であると思われる。

2. 「文化政策」が浮上してきた背景

戦前の日本軍部、ナチス・ドイツ、ファシスト・イタリアの統制政策という歴史的経験から、「文化政策」という語には常に否定的なニュアンスが付きまどってきた。戦後の日本が「文化国家」を標榜しながら「文化政策」について語られることが少なかったのは、上の事情による。ところが、90年代に入って「文化政策」という語が再び頻繁に用いられるようになる。1993年度文部省(当時)の『我が国の文教政策』にも「文化政策の方向」が打ち出されている。このように「文化政策」が再浮上してきた背景に何があるのだろうか？

1 つには、文化予算の拡大が現実的に難しくなってきた点が挙げられる。バブル経済崩壊後の景気低迷の中で企業の文化支援活動は失速し、国・自治体レベルでもさらなる予算増加は望めなくなってきた。その結果、80年代にしばしば行なわれたような、欧米諸国を引き合いに出して文化予算の充実を訴える議論は説得力を失った。「文化政策」が浮上するのは、ちょうどそうした時期である。つまり、文化予算の拡大要求から、文化の内容を吟味し、予算を有効に用いるための政策の提唱へと、関係者の問題意識がシフトしたと見ることができる。演劇の分野について言えば、ばらまき型の「芸術文化振興基金」(90年)とは別に、選別型の「アーツプラン21」(96年)が新たに設立された経緯に、そうした関心の変化が窺える。

第2に、「ハコもの行政」として批判されたホール・美術館等の施設の建設が一段落し、それを満たすための具体的な中身が求められるようになったことがある。施設運営のためのアートマネージャー養成が急務とされ、自治体等の文化活動の姿勢が問われるようになった。この点からも「文化政策」の必要性が認識されるようになったものと思われる。

第3に、マクロの視点から見ると、冷戦終結にともなう国際情勢の変化と日本の対外政策のゆるやかな転換が挙げられる。湾岸戦争を契機として国際貢献の必要性が叫ばれ、国連の常任理事国入りが外交目標とされるようになった。90年代に入ってから、日本の国家的アイデンティティー確立の欲求が急速に高まってきたように見える。「文化政策」の再浮上も一部でそうした動きと通底しているのではない。

以上は仮説であるが、最終報告においてこれらを詳しく検証することにする。

3. 文化の公共性と文化政策

文化を政策の対象とするには、それが公的な側面を有することが前提になるはずである。この点、すなわち「文化の公共性」こそ、文化政策の理論的根拠になると筆者は考える。

文化の必要性を語る時に決まって引き合いに出されるのが総理府（当時）の「国民生活に関する世論調査」の結果である。それによると、79年を境に「物の豊かさ」を求める人と「心の豊かさ」を求める人の数が逆転し、以後後者が増加し続けている。この調査結果は、80年代の文化予算拡大の有力な論拠となり、先述の『我が国の文教政策』を初め多くの文

献に引用されている（佐々木顕彦著『豊かさの社会学』、松原隆一郎著『豊かさの文化経済学』他）。

けれども、佐藤郁哉（『現代演劇のフィールドワーク』）は、豊かさを「物」と「心」に二分して測ろうとするこうした方法の問題点を指摘し、その結果が多分に時の政府の政策的意図から導かれたものではないかとの疑念を呈している。「心の豊かさ」を芸術文化に直結させた行政の姿勢そのものが「公共ホールの寒々とした風景」をもたらしたとする佐藤の立論には説得力があり、「心の豊かさ」の追求という主張は文化政策の根拠として脆弱に思われる。

筆者は「文化の公共性」を経済的側面と社会的側面の両方から立証したいと考える。前者については文化が公共財的な性格を有すること、また後者については文化が人間の持つ自己表現とコミュニケーションの欲求に由来することが主要な論拠となる。

以上述べたように、筆者の意図は文化政策の前提あるいはその根拠となるいくつかの問題を考察することにあるが、同時にそこから文化政策をいかに推進し、実現すべきかという実践的な課題についても示唆が得られるものとする。

文化というコトバ；ナルシシズムとシニシズム

池村 六郎

はじめに

この小論では文化というコトバについての批判的吟味を試みた。社会学などがその存在根拠としている集合的表象やコトバが、いかに現実そのものへの認知を構造化しているかという問題でもあるから自縄自縛のパラドクスと言えるかもしれない。この小論は、以下の章構成となる予定の論文の主として前半の要約と、後半の梗概である。

1. コトバの曖昧さ・魅惑

2. 辞書的な詮索
3. アナロジーによる概念の吟味
4. 多様性・非統一・重層性・輻輳

1 コトバの曖昧さ・魅惑

文化というコトバはありふれた日常的表現である。異文化コミュニケーション・文化勲章・文化人・文化団体・企業などの文化事業・学園の文化祭・日本文化を代表する古典芸能としての歌舞伎、能狂言などと数多ある、こ

の文化というコトバが何を意味するかについていまさら異議を唱える暇もないほどである。

文化というコトバを直接に明示しない表現の場合でも、文化というコトバの作用が暗黙の前提となっている事例には事欠かない。たとえば大和魂というコトバは、半世紀前には霊的な存在感さえ感じつつ語られ絶叫された。個人の特質を対概念で形容するようなコトバではなく¹、日本人総体の不可欠な部分＝文化として、虚構というより実体として存在する、まさにタマシイであつたらう。敗戦後の半世紀という年月は様子を変えた。だが、このような集合意識が形を変えコトバを換えながらも、ずいぶん控えめで活力も猛々しさやナルシズムも低減させてはいるものの、やはりこのような文化的な霊力や志向を潜めつつ、延長上に集合的なタマシイ＝日本文化を語ろうとして浮上する。たとえば、日本人のモノ作りの巧みさや美的センスを、伝統の領域から現代の職人芸の領域まで語ろうとすると、この種のナルシズムに陥りやすい。そのような陥り方をする理由としては実作者でないゆえの観念の弄び、近現代にいくつもなされてきた言説のルーティン化(隠れた制度化)がある。さらには、まさにナルシズムを恋い求める社会的心情が、あるいは鳴りを潜めた底流として、あるいは切実な奔流として生き続けているからであらう。

長期にわたる経済的社会的低迷のせい、マス・メディアに「モノづくりに秀でている日本人」というような語句や映像がしばしば登場している²。このような文言や映像が繰り返されるたびに、それを見たり聞いたりするわれわれの脳裏には、実のところ、もはや秀でていないかもしれないという逆の反響がコダマしている可能性を否定できないのだが、このような語彙・語句・映像は日本人や日本文化をめぐる神話作用の、いささか陳腐な例である³。

文化というコトバをめぐるのは、このような作用が潜んでおり、(A. シュッツによれば)「日常的な至高の現実感」をそなえている。後に述べるような専門家の定義や語義をさておいて、日常の場で交わされているコトバの作用を詳しく調べる必要がある。辞書的な詮索は、ひとつの手掛かりであるが、当然ながら

これだけでは話にならない。そして、他方では、日常的な了解と重なりつつも異なる文化の定義、すなわち専門家のコトバがある。

大学で教える文化事象の専門家たちや、その言説という狭い世界だけでなく、より影響力があるはずのジャーナリストたちの語りにも、文化というコトバの別の意味づけが存在している。日本文化やアイヌ文化、沖縄文化と東北文化、京都の文化と東京の文化、これら対比させてあげた用例には、文化人類学の名において知られる「ある集団に特徴的な思惟・行動・感得の型」というような、やや簡略化された了解が込められている。さらには、企業文化として雪印乳業がどうであったか、P&Gなどのアメリカ企業の企業文化は何が特徴的か、というような使われ方も新聞記事などでごく普通に見られるわけである。ここには、誇らしさや威信・威光という要素などは、いずれかの地域や集団を身びいきで紹介しようとする場合を除いて入りこまない。といより、むしろそのような評価の意識が入りこむのを避けたいわけである。あえて言えば、文化的相対主義というスタンスや方法論には、研究者やジャーナリストの普遍主義的論理の要請や職業倫理を超えて文化的多元主義の主張が込められているようである。

偏見を持たずに対象となる「文化」に接するだけでなく、「文化」はそれぞれ基本的に対等であるし対等であるべきだというのが、暗黙の了解となっているのだが、むしろどうか、当たり前のことだが、われわれには必ず好悪の感情があり、慣れ親しんだ対象への愛着や、逆に遠さゆえの憧れもある。これを偏見と表現してもよい。したがって、皮肉なことに文化的多元主義の主張や、何らかの異文化への(マイノリティー・グループへのそれを含めて)弁護的解説が、意図に反して日常的な自然的意識の発露に蓋をしてしまい、ある文化の名前とともに概念化され紐で束ねられた事象群(メッセージ群)をいよいよ「束ねられたモノ」にしてしまうかもしれない。「束ねられたモノ」は、われわれの自然で放恣な感情世界では、親しみの対象となるよりも、ブランド的な憧れや逆にステレオタイプの反感の標的となる。

2 辞書的な詮索：梗概

すでに述べたように辞書的な詮索だけでは、あまりにも不十分であって、日常の場で交わされているコトバの作用を詳しく調べる必要がある。意味作用の方向について、理解を深められるはずである。すなわち、このコトバをめぐる共同主観の有り様についての解明である。

小学館の『国語大事典』などから得られる語義の歴史では、劉向（前漢の学者）の用例が参考になるが、どのように通じ合うかについては課題が残る⁴。R・ウィリアムズの『キーワード辞典』⁵にある説明は、よく知られている。なお、英語ではひとつの語彙で表されている文化と教養が、日本語ではふたつとなっていることも注意すべきだろう⁶。だが、あくまでもイギリスでのコトバの例であり、意味作用の紹介であって、その影響は英語教育などもありわが国でも無視できないにしても、まるで自分がイギリス人でもあるかのように語るわけにはゆかない。ただし、かの地でも、国民国家としての成熟と不可分に定着した語義であるらしいのが、参考になるだろう。

3 アナロジーによる概念の吟味：梗概

マス・コミュニケーションという概念化が、文化というコトバの意味作用についてヒントをあたえるだろう。それが一方通行であり、直接的な影響力を購読者や視聴者におよぼしているという、マス・コミュニケーションの概念化・通念化については、フィスクとハートレーの『テレビを〈読む〉』⁷などの批判がある。それがコミュニケーション過程のひとつだという当然の前提が無視されているわけである。文化というコトバについての通念的理解の定着が、実際に該当する営みの多様性や矛盾を見えなくさせているのではないのか。表層的な営みにかかわるマス・コミュニケーションの通念化が、低層から古層にいたる人々の営みについての通念化を考えるうえで大いに参考になるはずである。

4 多様性・非統一・重層性・輻輳；梗概

（以下は、多様性などの概念についてしぼった梗概である。）

メッセージ、とりわけ人間そのものをメディアとして発せられるメッセージの場合、ということは簡単に言えば、日常の会話であり、テレビ画面に登場するキャスターなどのメッセージが例となるのだが、これらのメッセージは、いくつもの類似のメッセージや背反するメッセージが、多重的あるいは多層的にかさなりあい、しかも類似であれ背反であれメディアもメッセージも輻輳している⁸。日常会話であれば、たとえば、発話されるコトバ群が好意的で、表情などの non-verbal なメッセージが逆の意味づけをしている場合に、ふたつのメディアから二重のメッセージが発せられており、しかも意味づけは背反しているとはいうものの、「正しい解釈」が何であるかにさほど悩みはしない。この場合、多重的ではあっても主要なメッセージは明白である。もし、表情はにこやかであるけれども、身体にくつろぎが感じられないようなら、抑制された層があるわけで、「正しい解釈」が何であるかについて、少しは悩むことになり、輻輳状態となる。この場合、多層的となり、しかも主要なメッセージが何であるかについて、（ダブル・バインドが典型であるが）発信側ですら本心不明の韜晦状態となっていたりする。例をテレビ画面に戻すと、一般に人気のあるニュースキャスターに対して、自分は好きでないという視聴者がいるなら、考えられる条件として、多くの視聴者が軽視するか無視しているような細部に神経質になってしまうという場合が考えられる。メッセージの意味づけが完了される？前には、このように、多重的で多層的であって輻輳している状態を処理するプロセスがある。

文化事象を論じるときも同じように配慮が必要である。多重的で多層で、しかも輻輳的だとすれば、それを矛盾なき？メッセージや信念とさせているのは、個々人や集団の作用、つまりは共同主観の作為に他ならない。端的に言えば、文化というコトバを用いなくても、文化的事象のあれこれを語りうるし、その方がリアルな細部に目が行きとどくのではない

か。都市の余裕ある中産階級の文化という代わりに、かれらの価値観、つまりは他者への態度・趣味・ライフスタイル・近隣社会への無関心などと言い換えられる。にもかかわらず、この概念化が自然に出てくるのは、一体として統合されたコスモスがそこにあると感じたいからであろう。コスモスとは、すなわち究極的な秩序のことであり、カオス、すなわち混沌の対概念であって対極に位置する。けれども、たとえばアノミー概念の創始者が始めに前提とした社会規範の解体、つまりは真の混沌などはありえないように、文化というコスモスもじつは初めから存在していなかったと考えるべきであるのかもしれないのである⁹。

- 1 源氏物語の注釈に始まる専門分野の論究についてはほとんど無知であるが、あえて言及した。
- 2 NHKでシリーズ化している「プロジェクトX」という番組は、このような底流・奔流を感じさせる最近の例である。
- 3 言うまでもないのだが、「モノづくりに秀でてい」という語句が、日本人を限定する形容なのか、日本人についての記述的な説明なのか、曖昧である。曖昧だが、たいていの人は前者の意味で受け取るだろう。後者の意味でなら、世界の多くの器用な人々から非難や反発をされずにすむのだが。
- 4 「文化して改めず、然る後に誅を加う」というわけで、武力と徳化を対比している。
- 5 R・ウィリアムズ『キーワード辞典』晶文社
- 6 M・アーノルド『教養と無秩序（一般的な訳に従って）Culture and Anarchy』1867
- 7 フィスク／ハートレー『テレビを（読む）』1991、未来社
- 8 私の『コミュニケーション——メッセージの解読とメディアの経験』（1998、阿叺社）で、このように論じておいた。
- 9 カルチュラル・スタディーズの人たちの論考については、今回の要約・梗概では言及しなかった。

文化政策の新たな展開の前提としての評価

小林 真理

我が国において地方自治体レベルではすでに20年以上、国レベルで文化政策が認識されてから約10年が経過している。地方自治体レベルでは文化行政の発祥が、市民との協働による地域づくりが主題となっていたことから、市民参画こそが重要な課題であったといえる。市民参加・市民参画は、単なるイベントへの参加をもって、それだと理解しているところもまだ多いようだ。しかしながら文化政策の政策決定過程においては、フォーマルにせよインフォーマルにせよ実質的に成果が上がってきているところもある。自治体文化行政においては市民参加の原則は定着してきているといえるし、市民参加のあり方を模索しながら（自治体職員がそのことに頭を悩ませながら）、文化振興ビジョン等の策定がとりあえず行われるようになった。ただ、文化の定義や領域の幅広さゆえに、文化振興に関する計画やビジョンについては比較的美辞麗句が並べられるだけで、各自治体によりそれほど差のないものが現実にはできあがって

る。また策定された後の評価は行われないうままでいるというのがほとんどという状態である。とくに現在の行政改革の潮流の中で、自治体自身が文化行政を継続的に進めていくためにも、これまでの施策等を捉え直す必要があるだろう。

また、国レベルでもとくに1990年代以降目立った政策として行われてきた芸術文化振興基金、アーツプラン21、文化のまちづくり事業がどのように施策としての効果があったのかという評価を行っていく必要があるだろう。そのためにも、たんなる施策の紹介と最低限の情報提供で終わっている文教白書のあり方についても見直していく必要があるだろう。とりわけ1998年に文化振興マスタープランが策定されたこともあり、それを基準とした評価が求められていることは、自治体と同様である。

そのような意味で、自治体レベル、国レベルにおいても、少なくとも、これまでのビジョン、マスタープランの評価を行う体制を整え

て行く必要があろう。その際に、他の行政分野とは異なる手法を要すると考えられる文化政策の評価をどのように行うかは今後の課題であるだけでなく、その評価を行うシステム（機関）それ自体も考案していく必要がある。このような評価も含めて、文化政策の企画立案を引き受けているが、準公共的機関を設置して専門家による評価を行うアーツカウンシル制度は、イギリス、フィンランド、アメリカの州レベルにおいて行われているものである。またこのような行政評価はアメリカなどではNPOが活躍するが、日本ではまだこの分野での活動は少ない。行政内部の評価と、外部の第三者的機関による評価は今後重要になってくる。とくに文化の内容面での評価を行政自体は当然行えないので、行政こそが積極的に第三者的評価機関の設置に助力すべきだと考える。今後文化政策の分野において、行政（国と地方自治体）、民間、国民の役割分担を明確にしていくことが望まれる。その際、行政の権限だけが肥大していくことは文化の分野では考えてはならない。そのことを考えたとき、今後はこれまでの審議会、懇談会といった行政を単に補完する参加のあり方ではなく、むしろ積極的に厳しく外部からの評価を受けることこそが行政・政策の継続性を担保できるという発想の転換を行いたいものである。国民、市民、専門家が実質的に、主体的に文化政策の政策形成に関わっていける第三者的評価機関システムの構築が求められるということになる。今後の研究課題としていきたい。